

平成27年度税制改正について

平成27年度税制改正に伴い、法人市民税の算定に係る「資本金等の額」が改正されました。長野市ではこの改正に伴い、法人市民税（均等割、税割）の税率区分の基準となる「資本金等の額」と「税率区分の基準」を次のように改正します。

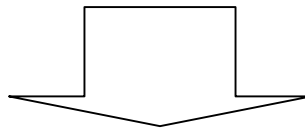
1 改正の内容

平成27年4月1日以後に開始する事業年度（又は連結事業年度）について、法人市民税均等割の税率区分の基準となる「資本金等の額」（地方税法第292条第1項第4の5号）、税率区分の基準（地方税法第312条第6項～8項）の改正

(1) 「資本金等の額」の改正（地方税法第292条第1項第4の5号）

【改正前】

資本金等の額は、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号に規定する連結個別資本金等の額とします。



【改正後】

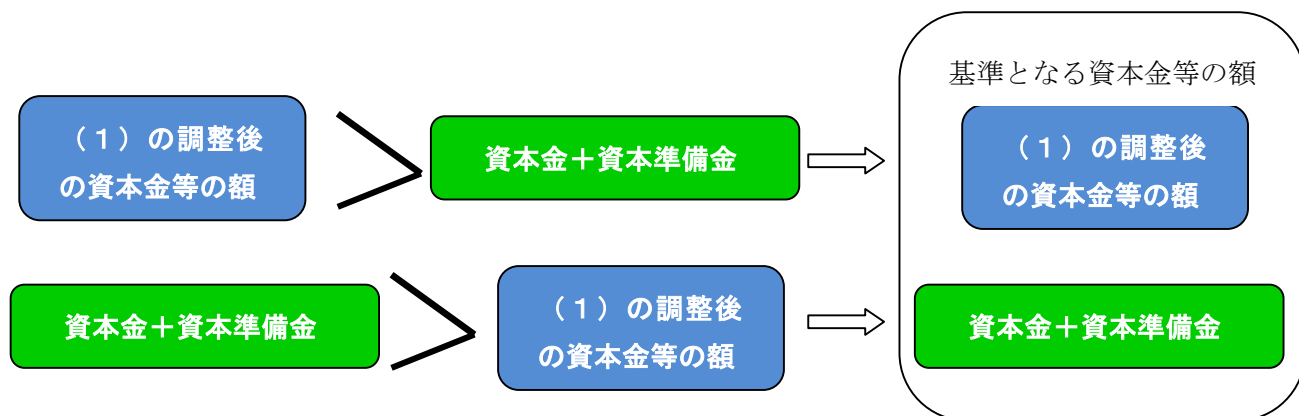
資本金等の額は、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号に規定する連結個別資本金等の額とします。ただし、**無償増資（※1）、無償減資等による欠損填補（※2）を行った場合は、調整後の金額とします。**

※1 無償増資	・平成22年4月1日以後に、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算（地方税法第292条第1項第4の5号イ（1））
※2 無償減資等による欠損填補	・平成13年4月1日から平成18年4月30日までの間に、減資（金銭その他の資産を交付したものを除く）による欠損の填補を行った場合及び資本準備金の減少による資本の欠損の填補を行った場合、欠損の填補に充てた金額を控除する。（地方税法第292条第1項第4の5号イ（2）） ・平成18年5月1日以後に、剰余金による損失の填補を行った場合、損失の填補に充てた金額を控除する。 この場合の控除額は、資本金の額又は資本金準備金の額を減少し、その他剰余金として計上してから一年以内に損失の填補に充てた金額に限る。（地方税法第292条第1項第4の5号イ（3）、同法施行規則第9条の2の3第2項～4項）

裏面もお読みください。

(2) 税率区分の基準の改正（地方税法第 312条第 6 項～8 項）

(1)で調整後の資本金等の額が、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額に満たない場合は、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額とします。



2 適用開始時期

平成27年4月1日以後に開始する事業年度（又は連結事業年度）から適用されます。

予定申告の特例

平成27年4月1日以後に開始する最初の事業年度（又は連結事業年度）に係る予定申告については、改正前の規定（算定した事業年度の末日現在の資本金等の額とする。）となります。（仮決算による中間申告除く）

3 留意事項

(1) 申告書を提出する際の添付書類

「資本金等の額」の算定にあたって、無償減資、無償増資等による欠損填補を行い、税率区分の基準となる資本金等の額の算定にあたって調整を行った法人は、その事実及び金額を証する書類を申告書に添付する必要があります。

例 法人税申告書別表5(1)、株主資本等変動計算書、株主総会議事録、債権者に対する異議申立公告（官報の抜粋）等

(2) 申告書について

平成27年4月1日以後に開始する事業年度（又は連結事業年度）の「確定申告」又は「仮決算による中間申告」をする場合は、改正に対応した確定申告書（第20号様式）により申告します。

現在、確定申告用紙を改訂中ですので、改正に対応した確定申告用紙が必要な場合は、長野市ホームページからダウンロードしてください。